

入札説明書

この入札説明書は、廐舎（岐南第3区画）新築工事に係る入札執行及び契約の締結について、留意すべき事項を記載したものであり、入札参加希望者は次の事項を熟知のうえ、入札書を提出されるようお願いします。

なおこの入札は、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定に基づき実施します。

1 一般競争入札に付する事項

（1）工事の名称及び数量

名 称 廐舎（岐南第3区画）新築工事

数 量 別紙仕様書、設計図面（以下、「仕様書等」という。）のとおり

（2）工事の仕様

別紙仕様書等による

（3）工事期間

契約日から令和9年7月30日

（4）工事場所

岐阜県羽島郡岐南町薬師寺 地内

（詳細は仕様書等による）

2 入札参加者の資格に関する事項

本工事は、単体又は2者での特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による入札参加とする。

1. 単体にて入札に参加する者は必要な資格は、次のとおり。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）岐阜県入札参加資格者名簿（建築工事）に登載され、Aランク総合点数950点以上の者であること。

（3）岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成13年4月1日工検第12号）又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置（以下「参加資格停止措置」という。）を、入札参加申請書の提出期限日（以下「申請期限日」という。）から当該業務の落札者を決定する日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

（4）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の特定又は一般（建築工事業）の許可を受けしており、かつ申請期限日までに5年以上の営業若しくは同等の実績があること。

（5）入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。）を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(6) 本工事に従事する主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）は、申請期限日以前に3ヵ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他のやむを得ない事情がある場合については、3ヵ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

(7) 監理技術者及び特例監理技術者にあっては、建設業法第3条の特定又は一般（建築工事業）の許可業種の監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受講したものであること（ただし、元請工事における下請合計金額が5,000万円以上（建築一式工事にあっては8,000万円以上）の場合のみとする。）。

(8) 特例監理技術者を配置する場合は、以下のアからウの要件を満たさなければならない。

ア 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

イ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

ウ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

(9) 平成22年度以降申請期限日までに、元請負として、完成引渡しの済んでいる以下の工事を施工した実績を有すること。

・完成引渡しの済んでいる建築物であって、規模が延べ面積400m²以上の建築一式工事（新築又は増築に限る。）。

(10) 本工事に従事する主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は、次の基準（ア及びイ）を満たし、かつ、契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（令和8年5月1日）には、主任技術者及び監理技術者にあっては専任で配置できる者であることとし、特例監理技術者を配置する場合にあっては、監理技術者補佐を専任で配置すること。

ア 一級建築士又は1級建築施工管理技士、若しくはそれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 平成22年度以降申請期限日までに、元請負として、完成引渡しの済んでいる規模が400m²以上建築物の建築一式工事（新築又は増築に限る。）の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。

※ただし、請負代金が9,000万円未満の場合は専任を求めるものとする。

(11) 岐阜県内に本店が所在すること。

2. 共同企業体にて入札に参加する場合、結成は2者の構成員による自主結成とし、入札参加に必要な資格は、次のとおり。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建築工事）に登載され、代表構成員（その出資比率が構成員のうち最大である者をいう。以下同じ）Aランク950点以上、その他構成員Aランク790点以上の者であること。

(3) 岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成13年4月1日工検第1

- 2号) 又は岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置(以下「参加資格停止措置」という。)を、申請期限日から当該業務の落札者を決定する日までの期間内に受けないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の特定又は一般(建築工事業)の許可を受けしており、かつ申請期限日までに5年以上の営業若しくは同等の実績があること。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。
- ① 資本関係
- 以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号。以下「会社法」という。)第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。
- ア 親会社(会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合
- イ 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係
- 以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。
- ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人(会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう。)を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- その他上記①②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (6) 本工事に従事する主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下「監理技術者補佐」という。)は、申請期限日以前に3カ月以上の恒常的な雇用関係にある者であること。
- ただし、合併、営業譲渡又は会社分割による所属企業の変更があった場合、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、3カ月に満たない場合であっても恒常的な雇用関係にあるものとみなす。
- (7) 監理技術者及び特例監理技術者にあっては、建設業法第3条の特定又は一般(建築工事業)の許可業種の監理技術者資格者証を有し、かつ監理技術者講習を受講したものであること(ただし、元請工事における下請合計金額が5,000万円以上(建築一式工事にあっては8,000万円以上)の場合のみとする。)。
- (8) 特例監理技術者を配置する場合は、以下のアからウの要件を満たさなければならない。
- ア 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- イ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ウ 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (9) 代表構成員は平成22年度以降申請期限日までに、元請負として、完成引渡しの済んでいる以下の工事を施工した実績を有すること。
- ・完成引渡しの済んでいる建築物であって、規模が延べ面積400m²以上の建築一式工事(新築又は増築に限る。)。
- (10) 本工事に従事する代表構成員の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は、次の基準(ア及びイ)を満たし、かつ、契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日(令和8年5月1日)には、主任技術者及び監理技術者にあっては専任で配置できる者であることとし、特例監理技術者を配置する場合にあっては、監理技術者補佐を専任で配置すること。

ア 一級建築士又は1級建築施工管理技士、若しくはそれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 平成22年度以降申請期限日までに、元請負として、完成引渡しの済んでいる規模が400m²以上建築物の建築一式工事(新築又は増築に限る。)の主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。

※ただし、請負代金が9,000万円未満の場合は専任を求めるものとする。

- (11) 共同企業体の構成員のうち1者は、岐阜県建設工事等入札参加資格者名簿に登載されている本店を県内に有する者であること。
- (12) 構成員の出資比率は40%以上であること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒501-6191 岐阜県羽島郡笠松町若葉町12番地

岐阜県地方競馬組合 再整備推進課

電話 058-388-4955

FAX 058-387-5183

Mail saiseibi-k@kasamatsu-keiba.com

(2) 契約条項を示す場所

3の(1)と同じ

(3) 入札参加資格の確認

入札参加希望者は、申請期限日までに入札参加申請書(様式1)を上記3の(1)まで提出し、入札参加通知書による通知を受ける必要があります。

申請期限日は、令和8年1月21日(水)午後4時(必着)とします。

なお、入札参加通知書は、令和8年1月23日(金)までに文書により通知します。

申請期限日までに提出がない場合又は申請期限日までに提出された申請書において、記載間違い又は記載漏れがある場合には、無効とすることがあります。この場合において、無効とされたことに対して不服のある入札参加希望者は、次のアにより岐阜県地方競馬組合管理者(以下「管理者」という。)に対して苦情申立てを行うことができます。

ア 提出期間・場所等

① 提出期間

入札参加通知書の通知日から起算して7日(岐阜県地方競馬組合(以下「組合」という。)の休日を含まない。)以内

② 提出場所

3の(1)

③ その他

書面(様式は自由)は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

イ 上記アにより提出があった場合、管理者は苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として10日(組合の休日を含まない。)以内に書面により回答します。

(4) 入札参加の辞退

3の(3)で入札参加通知を受けた後に、入札参加を辞退する場合は、入札辞退届を入札執行日時までに3の(1)へ提出(郵送可)してください。

(5) 入札に関する質問等

入札説明書や仕様書の内容、その他本件入札についての質問は下記期限までに書面にて上記3の(1)へ提出(持参、郵送・FAX・電子メール)してください。

提出期限 令和8年1月23日(金)午後4時(必着)

質問に対する回答は令和8年1月27日(火)午後0時から組合ホームページ

ジ上（<https://www.kasamatsu-keiba.com/>）へ公表により行います。

4 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年2月3日（火）午後1時30分

(2) 場所

岐阜県羽島郡笠松町若葉町12

岐阜県地方競馬組合 事務所棟2階 第1会議室

5 入札保証金

規則第114条第1項（一）から（五）までのいずれかに該当するときは免除します。

6 入札方法等に関する事項

(1) 郵便及び電信による入札

郵便及び電信による入札は認めません。

(2) 代理人による入札

代理人により入札するときは、入札前に委任状を提出してください。

(3) 入札書

本入札は総価入札であるため、入札書に記載する金額は総価としてください。

契約金額は入札書に記載された金額（以下「入札書記載金額」という。）の単価に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。

また、落札候補者の決定に当たっては、入札書記載金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(4) その他

- ・入札書は、インク等の消散し難いものにより記載してください。
- ・入札書の金額及び数量は、訂正することができません。
- ・入札書の記載事項（金額及び数量を除きます。）を訂正する場合は、訂正印を押してください。
- ・入札書は封書にしてください。
- ・一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え、又は撤回することができません。
- ・使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

7 開札の日時及び場所

4に記載する入札会場において、入札後直ちに行います。

8 開札方法

開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いのもと行います。これらの者が立ち会わないとときは、本件入札事務に関係のない職員が立ち会います。

9 落札候補者の決定方法

(1) 原則

規則第111条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であり、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札候補者とします。

(2) くじによる決定

落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札候補者を決定します。

なお、くじを引くことを辞退することはできません。

(3) 再度入札

入札書比較価格の範囲内の入札書記載金額による入札がないときは、直ちに再度の入札をすることがあります。再度入札は原則として1回のみとします。

再度入札の参加を辞退する場合は、再度入札辞退届を提出してください。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とします。

- (1) 入札参加者が入札参加申請において虚偽の申請を行ったとき。
- (2) 入札参加者が同一事項に対し、二以上の入札をした時。
- (3) 入札参加者が他人の代理人をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- (4) 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。
- (5) 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
- (6) 入札書に記名押印がないとき。
- (7) 入札書の記載事項の確認ができないとき。
- (8) 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
- (9) その他あらかじめ指定した事項に違反したとき。

11 入札又は開札の中止による損害

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。

入札又は開札の中止による損害は、入札参加者の負担とします。

12 入札参加資格の確認

開札の結果、落札候補者となった入札参加者は、入札参加資格の確認を行うので、確認資料（入札参加資格確認申請書（様式1－2）及び附属書類をいう。以下同じ。）を次のアからイにより提出してください。

ア 提出期間：令和8年2月4日（水）午前9時から
令和8年2月9日（月）午後4時まで

イ 提出場所：3の（1）

なお、落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合等には、次順位者を落札候補者とするため、管理者が別途指示した提出期限日までに確認資料を持参してください。

落札候補者が、確認資料のうちの全部又はいずれかの書類を提出期限日までに提出しない場合又は提出期限日までに提出された確認資料において入札参加資格を満たしていない場合は、無効とします。また、提出期限日までに提出された確認資料において、記載間違い又は記載漏れがある場合には、無効とすることができます。この場合において、無効とされたことに対して不服のある落札候補者は、次のアにより管理者に対して苦情申立てを行うことができます。

ア 提出期間・場所等

① 提出期間

入札参加資格不適格通知書の通知日から起算して7日（組合の休日を含まない。）以内

② 提出場所

3の（1）

③ その他

書面は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

イ 上記アにより提出があった場合、管理者は、苦情申立てができる最終日の翌日から起算し

て原則として 10 日（組合の休日を含まない。）以内に書面により回答します。

13 落札者の決定

落札者を決定した時は、入札参加者に落札者決定通知書により通知します。

落札者が、落札者決定通知書を受けた日から、原則として 1 週間以内に契約（仮契約を含む。）を締結しないときは、その落札は無効とします。

落札者の決定結果に対して不服のある入札参加者（落札者を除く。）は、書面（様式は任意）にて次のアにより管理者に対して苦情申立てを行うことができます。

ア 提出期間・場所等

① 提出期間

落札者決定通知書の通知日から起算して 7 日（組合の休日を含まない。）以内

② 提出場所

3 の（1）

③ その他

書面は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。

イ 上記アにより提出があった場合、管理者は、苦情申立てができる最終日の翌日から起算して原則として 10 日（組合の休日を含まない。）以内に書面により回答します。

14 その他

（1）契約書作成の要否

要

（2）契約保証金

規則第 114 条第 2 号（一）から（九）までのいずれかに該当するときは、免除します。

（3）談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。

（4）談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがあります。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとします。

（5）落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとします。また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除します。

（6）本工事の内容は、入札説明書及び仕様書等によるものとし、現場説明会は実施しません。

ただし、積算に際し現地調査等が必要な場合は、入札日の前日までに 3 の（1）まで希望日時を申出てください。

なお、土曜・日曜日、祝日、岐阜県地方競馬組合休業日、笠松競馬開催日については現地調査を行うことができないのでご注意ください。

（7）本契約の締結に際し、岐阜県地方競馬組合議会の議決を必要とするため、落札後に仮契約を行い、議決後に本契約を締結します。ただし、仮契約後であっても、議決等の状況によって本契約を締結しないことがあります。

15 手続等に必要な提出書類

手続等	必要な提出書類
1)入札参加の申請書提出時	・様式 1（入札説明書）入札参加申請書
2)入札書等の提出時	・様式 3（入札説明書）入札書 ・様式 2（入札説明書）委任状 ・入札参加通知書の写し ・積算内訳書

3)確認資料の提出時 (落札候補者のみ)	<ul style="list-style-type: none">・様式1－2（入札説明書）入札参加資格確認申請書（落札候補者用）以下、附屬書類・別記様式1 工事施工実績調べ・別記様式2 配置予定技術者名簿（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者用）・別記様式2－2 配置予定技術者名簿（監理技術者補佐用）（特例監理技術者を配置する場合のみ）・別記様式3 経営事項審査及び営業所の状況・各種証明書類（契約書の写し、技術者の資格証明書の写し等）
-------------------------	--